

事故繰越説明書

[社会資本整備総合交付金事業 近江八幡守山線(川田工区)]

1 工事概要

路線名：主要地方道 近江八幡守山線(川田工区)
工事名：令和元年度 第A206-56号 近江八幡守山線補助道路整備工事
受注者：高田機工株式会社 代表取締役 高橋 裕
契約額：2,760,928,500円
工期：令和2年3月24日～令和5年3月28日
内容：橋梁上部工(鋼6径間連続非合成少数鈹桁橋 橋長331m) 1式
仮設工 1式

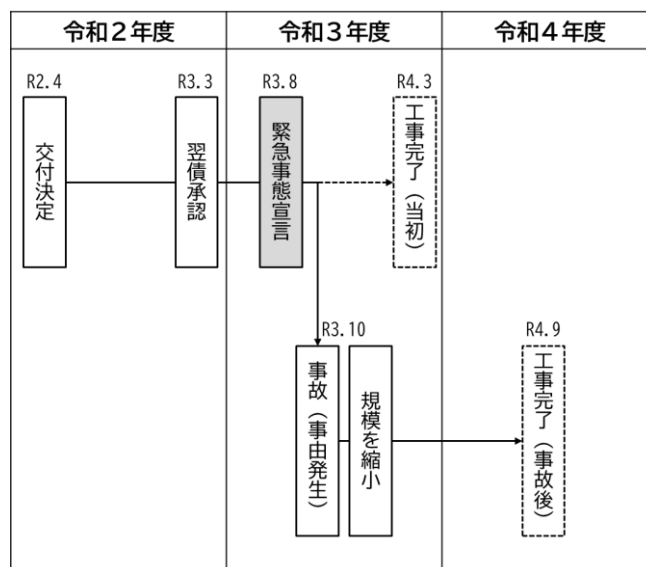
2 事故の経過

- 当工事は、令和2年3月24日から令和5年3月28日までの工期で、債務負担契約を行っている。
- 令和3年8月27日に滋賀県に緊急事態宣言が出され、受注者から、新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底するため、「当分の間、予定していた人員の規模を縮小する」旨の申出があった。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る県の対応方針としては、国の通知に準じ、受注者から感染拡大防止対策への対応に係る申出があった場合には、事情を個別に確認した上で、その申出を認めることとしていた。
- 当該申出の内容について確認したところ、工事従事者の移動の制限は感染拡大防止上やむを得ない対応と判断されるため、申出を認めることとした。
- その後、コロナウイルス感染状況の収束が見込まれないことから、人員の規模は縮小したままの施工となり、令和3年度内の執行が困難となった。

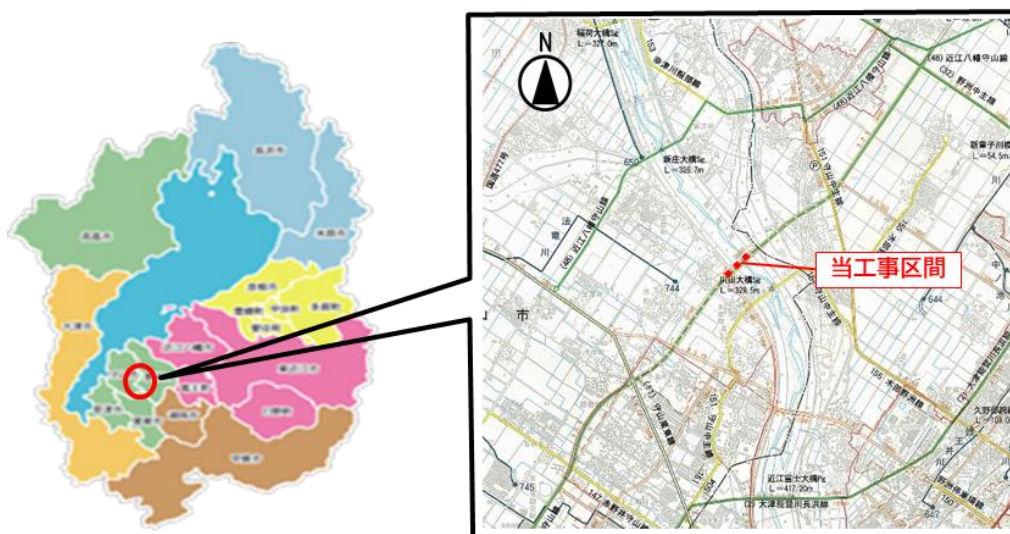
3 事故後の対応

- 令和3年度内の執行が困難となり、国に対し事故繰越の手続きを行った。
- 令和4年9月30日に事故繰越予算分の事業を完了する見込みである。
(事故繰越額：通常269百万円、補正138百万円)

◆事故繰越工程表 (※事故繰越予算 [R2 当初予算] に係るもの)



◆位置図・写真



事故繰越説明書

[社会資本整備総合交付金事業 麻生古屋梅ノ木線(地子原工区)]

1 工事概要

路線名：一般県道 麻生古屋梅ノ木線(地子原工区)
工事名：令和元年度 第E804-1号 麻生古屋梅ノ木線補助道路工事
受注者：大山建設株式会社 代表取締役 大山 祐司
契約額：393,168,600円
工期：令和2年3月26日 ～ 令和5年2月24日
内容：施工延長 L=167m
地山補強土工(ルートパイル) N=256本
仮橋工 1式

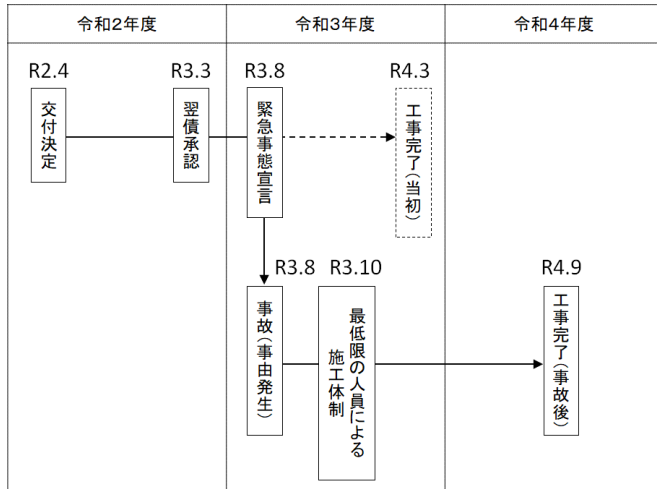
2 事故の経過

- 当工事は、令和2年3月26日から令和5年2月24日までの工期で、債務負担契約を行っている。
- 令和3年8月27日に滋賀県に緊急事態宣言が出され、受注者から、新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底するため、「最低限の人員による施工体制にて進めることとしたい」旨の申出があった。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る県の対応方針としては、国の通知に準じ、受注者から感染拡大防止対策への対応に係る申出があった場合には、事情を個別に確認した上で、その申出を認めることとしていた。
- 当該申出の内容について確認したところ、工事従事者の移動の制限は感染拡大防止上やむを得ない対応と判断されるため、申出を認めることとした。
- その後、新型コロナウイルス感染状況の収束が見込まれないことから、最低限の人員による施工体制のままとなり、令和3年度内の執行が困難となった。

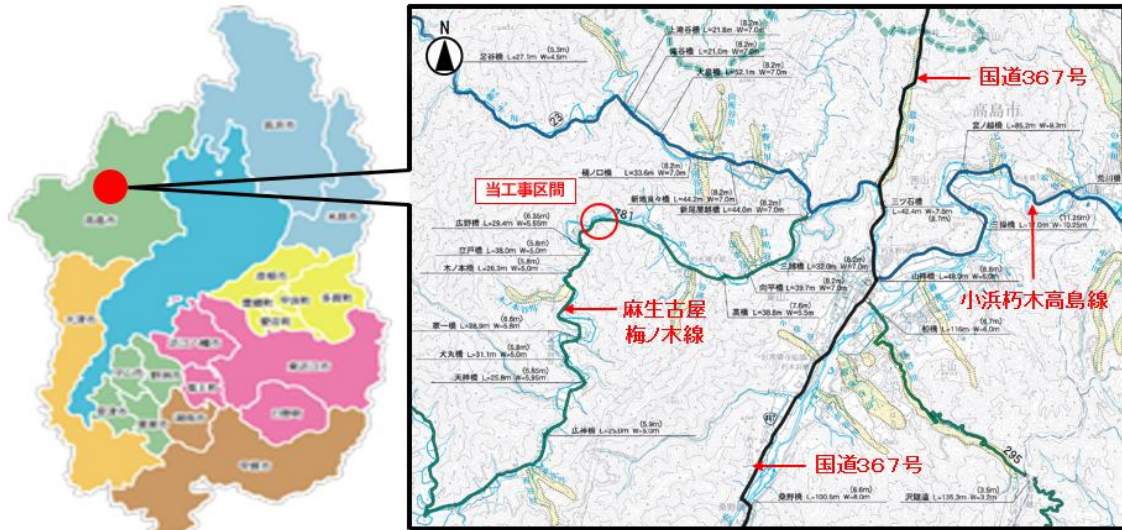
3 事故後の対応

- 令和3年度内の執行が困難となり、国に対し事故繰越の手続きを行った。
- 令和4年9月30日に事故繰越予算分の事業を完了する見込みである。
(事故繰越額：通常170百万円、補正83百万円)

◆事故繰越工程表 (※事故繰越予算 [R2 当初予算] に係るもの)



◆位置図・写真



事故繰越説明書

[社会資本整備総合交付金事業 道路情報提供装置更新工事]

1 工事概要

工事名：令和3年度 第XH66-01号 国道365号他補助道路修繕工事
箇所：長浜市尊勝寺町他
受注者：水田電工株式会社
契約額：48,675,000円
工期：令和3年8月25日～令和4年7月29日
内容：道路情報表示装置更新 2基

工事名：令和3年度 第XH76-02号 国道303号補助道路修繕工事
箇所：長浜市西浅井町黒山
受注者：駒井電機工事株式会社
契約額：22,106,700円
工期：令和3年10月7日～令和4年8月31日
内容：道路情報表示装置更新 1基

工事名：令和3年度 第XH76-03号 国道303号補助道路修繕工事
箇所：長浜市木之本町金居原
受注者：駒井電機工事株式会社
契約額：22,089,100円
工期：令和3年10月7日～令和4年8月31日
内容：道路情報表示装置更新 1基

2 事故の経過

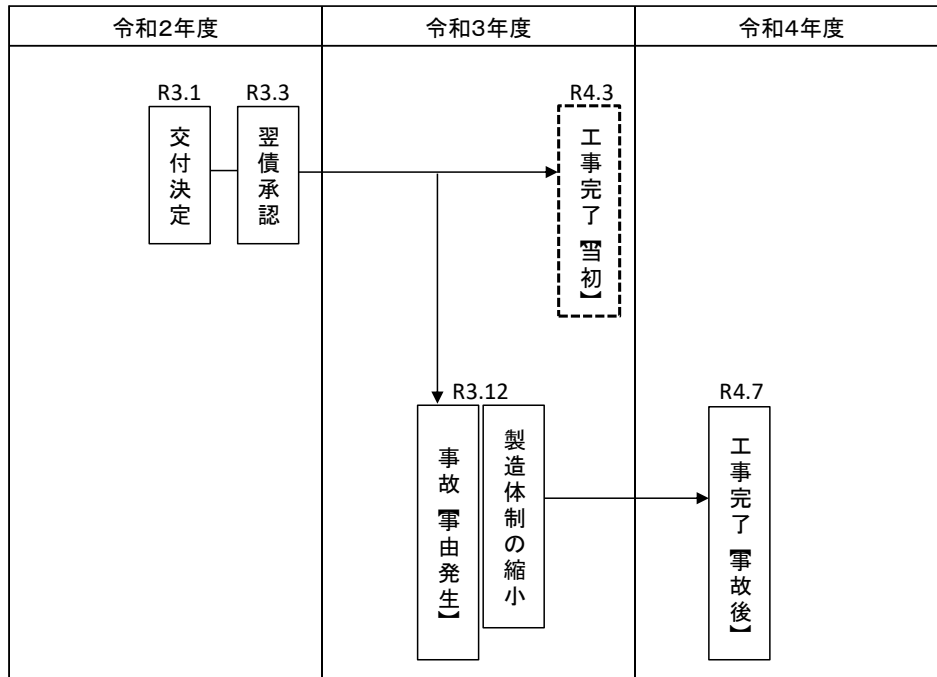
- 当工事は、老朽化した道路情報提供装置の更新を行うものである。機器製作に約4か月、現場作業に約1か月の工事期間を予定していた。
- しかしながら、令和3年4月に東京都、京都府、大阪府および兵庫県の4都道府県に緊急事態宣言が出され、その後、緊急事態宣言を実施すべき区域および期間が拡大されたことを受け、受注者から、新型コロナウイルスの感染拡大による市中感染の影響や、製作工場での感染拡大防止対策により、同年12月に製造体制を縮小せざるを得なくなった旨の申出があった。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る県の対応方針としては、国の通知に準じ、受注者から感染拡大防止対策への対応に係る申出がある場合には、事情を個別に確認した上で、その申出を認めることとしていた。
- 申出の内容について確認したところ、製造体制縮小は感染拡大防止上やむを得ない対応と判断されるため、申出を認めることとした。
- このため、製作工場での施工能率の低下により、工程に4か月の遅れが生じたことから、令和3年度内の執行が困難となった。

3 事故後の対応

- 令和3年度内の執行が困難となり、国に対し事故繰越の手続きを行った。
- 感染拡大防止対策を早期に講じたことから更なる製造体制縮小の必要性はなく、道路情報提供装置の製作が令和4年6月に完了し、速やかに現地作業に取り掛かったことから、令和4年7月に事故繰越予算分の完了を確認した。

(事故繰越額：65百万円)

◆事故繰越工程表 (※事故繰越予算 [R2 国補正予算] に係るもの)



◆位置図・写真



事故繰越説明書 [事業間連携砂防等事業 畑谷補助通常砂防工事]

1 工事概要

工事名：令和2年度 第810-3号 畑谷補助通常砂防工事
箇所名：高島市朽木栃生 畑谷
受注者：杉橋建設株式会社 代表取締役 杉橋真和
契約額：245,802,700円
工期：令和3年4月22日 ～ 令和5年3月25日
内容：砂防堰堤工 1基

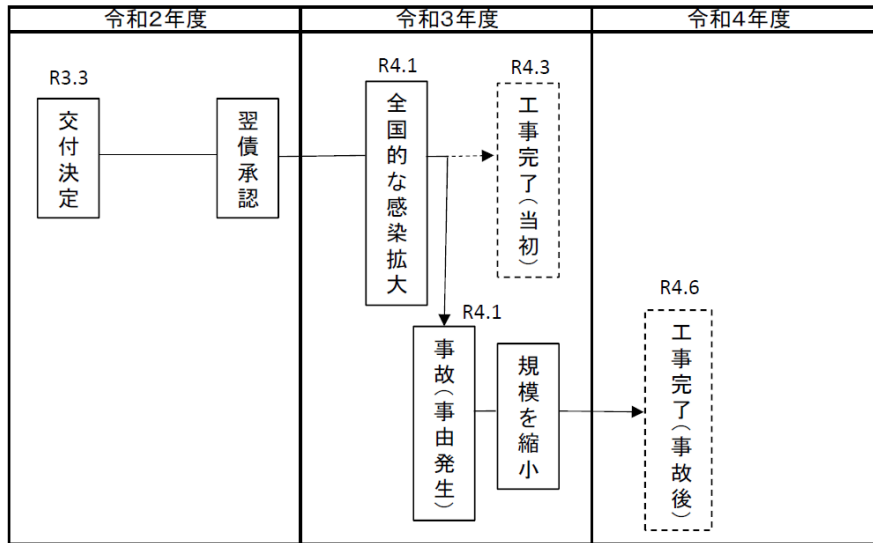
2 事故の経過

- ・当工事は、令和3年4月22日から令和5年3月25日までの工期で、工事契約を締結している。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る県の対応方針としては、国の通知に準じ、受注者から感染拡大防止対策への対応に係る申出があった場合には、事情を個別に確認した上で、その申出を認めることとしていた。
- ・令和4年1月に入り、新型コロナウイルス（オミクロン株）の全国的な感染再拡大に伴い、受注者から、新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底するため、現場内の接触機会低減のための人員調整を行いたい旨の申出があった。
- ・当該申出の内容について確認したところ、人員調整は感染拡大防止上やむを得ない対応と判断されるため、申出を認めることとした。
- ・年度末にかけて、コロナウイルス感染状況の収束が見込まれないことから、人員調整を継続して行うこととなり、令和3年度内の執行が困難となった。

3 事故後の対応

- ・令和3年度内の執行が困難となり、国に対し事故繰越の手続きを行った。
- ・令和4年6月30日に事故繰越予算分の事業完了を確認した。(事故繰越額：44.8百万円)

◆事故繰越工程表（事故繰越予算 [R2国補正予算] に係るもの）



◆位置図・写真

